

## 第5章 第1期八尾市障がい児福祉計画

### 1. 成果目標

#### (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

##### 【国が定める基本指針等】

平成32年度末（2020年度末）までに、市町村ごとに児童発達支援センターを少なくとも1か所設置することを基本とする。また、同じく平成32年度末（2020年度末）までに、市町村ごとに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。なお、設置される児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援が実施されるよう努められたい。

障がい児支援においては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要であり、障がい児及びその家族に対して、「気づきの段階」から、身近な地域で支えていく体制づくりが求められています。そのためには、子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援（縦の連携）に取り組むとともに、保健、医療、保育、教育等の関係機関との連携（横の連携）を身近な場所で提供する、「縦横連携」による重層的な支援体制を構築していくことがより重要となります。

本市においては、児童発達支援センターを地域における障がい児支援の拠点と位置付け、施設の有する専門機能を活用するとともに、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等とも連携を図りながら、地域の障がい児やその家族への相談支援、障がい児が通園・通所する施設等への支援を行い、また、子育て支援施策や母子保健施策等とも緊密な連携を図りながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

##### ① 児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置

既に市内に医療型及び福祉型児童発達支援センターがそれぞれ1か所ずつあるため、それぞれの施設において提供しているサービスの拡充を目標とします。

##### 平成32年度末（2020年度末）の児童発達支援センターの設置目標

平成32年度末（2020年度末）までに、児童発達支援センターのサービス提供体制の拡充を図ります。

##### ② 保育所等訪問支援の充実

保育所等訪問支援については、医療型及び福祉型児童発達支援センターを中心に市内3か所において実施しており、今後さらなる提供体制の拡充を目標とします。

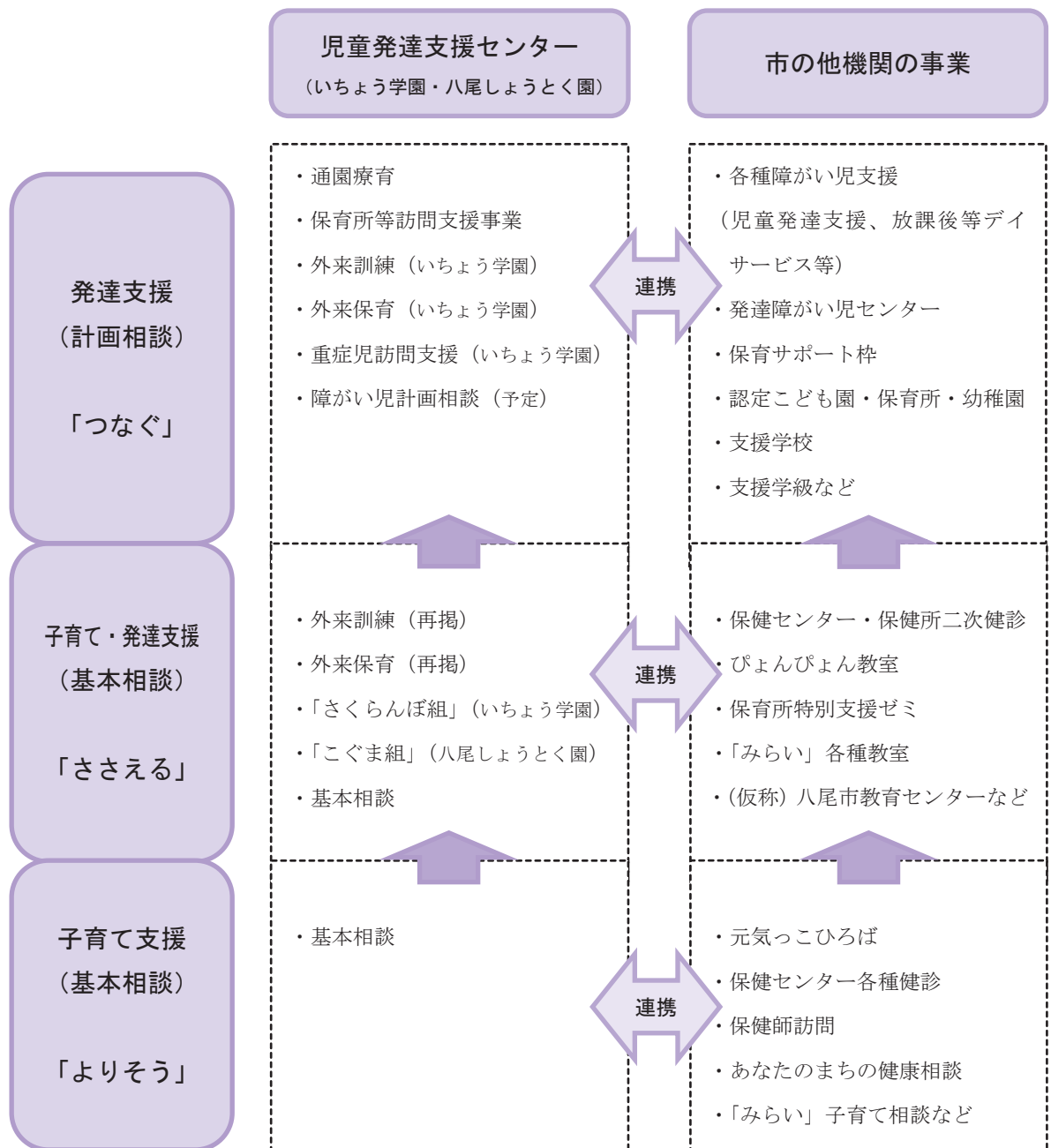
##### 平成32年度末（2020年度末）の保育所等訪問支援の充実目標

平成32年度末（2020年度末）までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の拡充を図ります。

地域での育ちの支援

- ◆「希望に応じて」必要なサービス等に（つなぐ） ⇒ 「発達支援（計画相談）」
  - ・継続的かつ一貫した支援（目標は「成人期の暮らし」）
- ◆「支援の必要なすべての子ども」をしっかりと（ささえる） ⇒ 「子育て・発達支援（基本相談）」
  - ・障がい種別に（障がいのある・なしにも）とらわれない支援
- ◆「気づきの段階から、どこにいても」（よりそう） ⇒ 「子育て支援（基本相談）」
  - ・親子にとって身近な場所での支援
  - ・必要な時に寄り添える支援

児童発達支援センターを中心とした障がい児支援体制イメージ



## (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### 【国が定める基本指針等】

国の指針においては、平成 32 年度末（2020 年度末）までに、市町村ごとに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。大阪府としては、市の対象児童数も踏まえ、目標を設定されたい。

重症心身障がい児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援を受けられるように、地域での支援体制を整備します。

### 平成 32 年度末（2020 年度末）の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保目標値

- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を 1 施設以上
- ・重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を 2 施設以上

### (3) 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

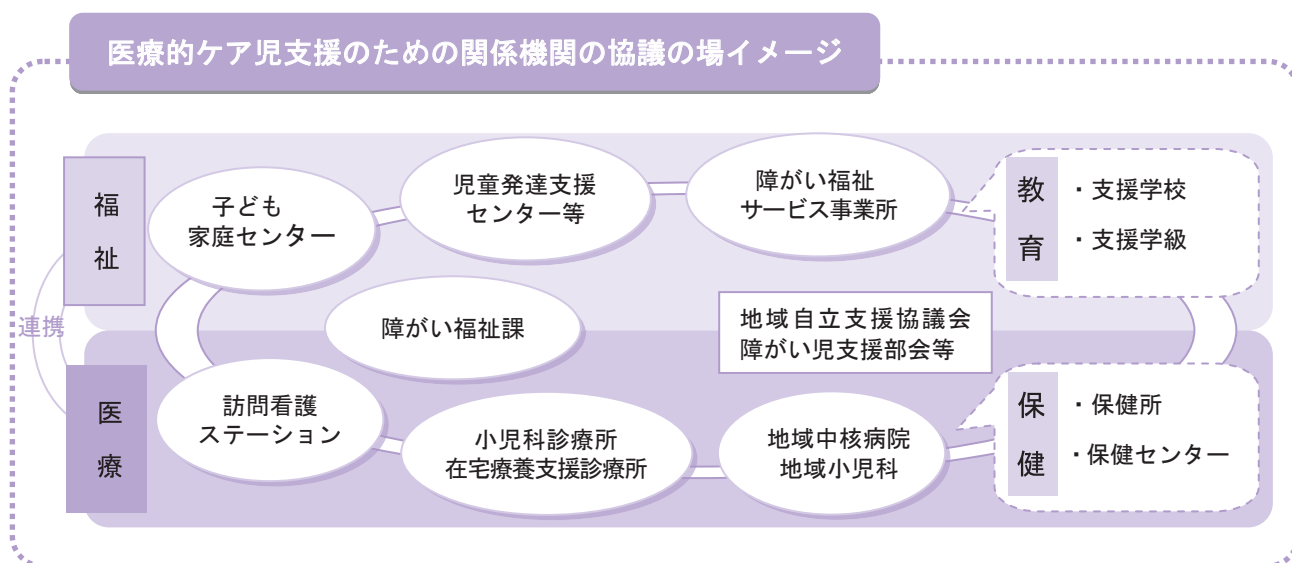
#### 【国が定める基本指針等】

平成30年度末（2018年度末）までに、市町村及び圏域ごとに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

医療的ケア児が心身の状況に応じた支援が受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築します。

平成30年度末（2018年度末）の医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置目標

平成30年度末（2018年度末）までに、医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置します。



## 2. 障がい児支援の見込量と方策

### (1) 障がい児支援

#### 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービス

#### 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービス

#### 放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行うサービス

#### 保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が認定こども園や保育所等を訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対して、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援等を行うサービス

#### 居宅訪問型児童発達支援 ※新設

医療的ケアが必要な児童等で、通所支援を受けるための外出が困難な児童に対して、居宅を訪問し日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービス

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
児童発達支援	月平均利用量(人日)	2,580	2,952	3,324
	実利用者数(人)	215	246	277
医療型児童発達支援	月平均利用量(人日)	270	270	270
	実利用者数(人)	30	30	30
放課後等デイサービス	月平均利用量(人日)	5,161	5,902	6,643
	実利用者数(人)	397	454	511
保育所等訪問支援	月平均訪問回数(回)	19	24	29
居宅訪問型児童発達支援	月平均訪問回数(回)	19	19	19

#### ○見込量算出の背景

##### 【現状の分析】

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、近年事業所の数が大きく伸びており、全国的な事業拡大の流れに沿った結果となっています。特に、放課後等デイサービスにおいては、新制度が始まった平成 24 年(2012 年)4 月以降、増加傾向にあり、本市においても事業所数が増加しています。

医療型児童発達支援については、利用実績が全国的に横ばいで推移しておりますが、医療的ケアの必要性を踏まえ、必要な見込量を設定しています。

保育所等訪問支援については、平成24年（2012年）の新制度開始時に新規事業として創設され、利用実績は増加しています。

居宅訪問型児童発達支援については、平成30年（2020年）4月から新設される事業であるため、事業の対象となりうる居宅介護を利用している重症心身障がい児数を基に見込量を算出します。

#### 【市民アンケート調査の結果】

今後利用したい障がい児支援について「児童発達支援」が18.8%、「放課後等デイサービス」が40.6%と回答しており、利用意向が高くなっています。

#### 【事業所アンケート調査の結果】

平成32年度（2020年度）の利用見込については、概ね、障がい児支援の「利用者数」や「利用量」が平成29年度（2017年度）の実績に比べ増加しており、特に児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業で参入意向のある事業所があることから、これらのサービス提供量の増加を見込んでいます。

#### ○見込量確保のための方策

障がい児の就学前から就学後、卒業後の進路まで、一貫した切れ目のない支援を行う必要があり、また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、サービス提供体制の充実が求められています。

とりわけ、児童発達支援センターは、地域における中核的な支援機関として、関係機関と連携を図りながら、専門性の高いきめ細やかな療育支援サービスを提供しており、今後のニーズの高まりからも、さらなる機能の充実を図ります。

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、児童福祉法の改正により多様な事業者の参入が可能となったことから量的な拡大が図られましたが、今後はサービスの質の確保に努めながら、増加する利用ニーズに応じたサービス提供体制を確保します。

また、保育所等訪問支援については、事業の周知に努め、利用ニーズに応じたサービス提供体制を確保します。

## (2) 障がい児相談支援、計画相談支援（再掲）、障がい児等療育支援事業（再掲）

### 障がい児相談支援

障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に、障がい児支援利用計画作成等を行うサービス

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障がい児相談支援	月平均利用人数 (人)	17	21	25
計画相談支援（再掲）	月平均利用人数 (人)	4	4	4
障がい児等療育支援事業（再掲）	箇所	1	1	1

### ○見込量算出の背景

#### 【現状の分析】

従来セルフプランでサービスを利用してきた人も、専門の相談支援員による障がい児支援利用計画の作成等の必要性が浸透してきたことにより、利用の増加が見込まれます。

#### 【市民アンケート調査の結果】

障がい児支援利用計画について「受けている」が 35.9%で前回調査時の 2 倍となっています。

障がい児支援利用計画を受けていない理由として「作成を依頼できる相談支援事業者を知らない」と回答した人が 43.5%となっており、障がい児支援利用計画の必要性が十分認識されていないことから、さらなる啓発活動を行うことで、利用量の増加が見込まれます。

### ○見込量確保のための方策

障がい児相談支援については、制度の啓発活動を行い、事業者を確保するとともに、提供体制の充実を図ります。なお、「やおっこファイル」の活用も含めて、発達段階に応じた切れ目のない支援の充実に取り組みます。

### (3) 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

#### コーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援体制のための地域づくりを推進する。

第1期八尾市障がい児福祉計画においては、平成30年度末（2018年度末）までに「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」が成果目標として位置づけられており、今後の協議の場での検討を踏まえ、平成30年度末（2018年度末）までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することを目標とします。

内容	平成30年度 (2018年度)
コーディネーターの配置	コーディネーターを1名以上配置します。

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置促進を図ります。

#### ○見込量確保のための方策

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に合わせて、コーディネーターの役割等を整理し、大阪府とも連携を図りながら、人材確保を行います。



---

### 3. 子ども・子育て支援の見込量と方策

---

国が示す基本指針において、第1期障がい児福祉計画の策定にあたり、障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ及びその提供体制の整備に努めることが求められています。

本市においても、国の基本指針を踏まえ、子育て支援部局等との連携を図り、障がい児支援の体制づくりに積極的に取り組みます。

#### （1）各年度における教育・保育給付の量の見込み及び提供体制の確保

##### ① 量の見込み及び提供体制の確保方策について

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況、平成24年度（2012年度）及び平成25年度（2013年度）に実施した利用希望把握のためのアンケート調査等により把握した利用希望を踏まえ、八尾市子ども・子育て会議において、量の見込み及び確保方策について審議し、教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策を設定しています。

また、平成29年度（2017年度）には、5か年の計画の中間年にあたるため、平成30年度（2018年度）及び平成31年度（2019年度）の計画値について、中間見直しを実施いたしました。

※ 大阪府が示す「第5期市町村障がい福祉計画及び第1期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」に基づき、「八尾市子ども・子育て支援事業計画」の教育・保育給付等のうち、障がい児が対象となる可能性が高い事業の利用量の見込みとその提供体制について掲載します。

## ② 確保方策の種別について

施設型給付費など教育・保育給付を受ける場合、子どもの年齢や保育の必要性などの状況により、「認定」を受ける必要があります。認定区分の種類は以下のとおりとなり、認定区分に応じて施設を選択することになります。

### 【施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分】

1号認定	2号認定	3号認定
<p><b>【対象】</b></p> <p>満3歳～5歳の子ども 2号認定以外のもの</p>	<p><b>【対象】</b></p> <p>満3歳～5歳の子ども 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p>	<p><b>【対象】</b></p> <p>満3歳未満の子ども 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p>
<p><b>【給付の内容】</b></p> <p>教育標準時間</p>	<p><b>【給付の内容】</b></p> <p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p><b>【給付の内容】</b></p> <p>保育短時間 保育標準時間</p>
<p><b>【利用できる施設】</b></p> <p>幼稚園 認定こども園</p>	<p><b>【利用できる施設】</b></p> <p>保育所 認定こども園</p>	<p><b>【利用できる施設】</b></p> <p>保育所 認定こども園 小規模保育など</p>

### ③ 教育・保育給付の確保方策の本市の考え方について

八尾市子ども・子育て会議での検討を経て、教育・保育給付の見込量の確保方策としては、認定こども園及び保育所などの施設での対応を基本としています。

今後は平成31年度（2019年度）の見込量の充足に向けて、待機児童の多い低年齢児を中心とした入所枠拡大に向け、保育所の分園設置や低年齢児の定員枠拡大などにより対応をすすめます。

### ④ 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策について

アンケート調査等をもとに算出された市域全体における各年度の見込量及び確保方策は以下のとおりです。

#### 【現在の状況】

(人)

	平成27年度（2015年度）				平成28年度（2016年度）				平成29年度（2017年度）見込み					
	満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)		満3歳以上 保育認定 (2号)		満3歳未満 保育認定 (3号)		満3歳未満 保育認定 (3号)		満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)		満3歳以上 保育認定 (2号)		満3歳未満 保育認定 (3号)	
					0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
児童数	6,603		1,954	4,320	6,614		2,052	4,230	6,547		1,975	4,106		
認定数	2,908	3,011	387	1,811	2,827	3,184	435	1,860	2,732	3,276	446	1,882		
利用定員	3,152	2,745	367	1,531	3,312	2,842	376	1,600	3,021	2,892	382	1,636		

#### 【今後の見込量と供給量】

(人)

	平成30年度（2018年度）				平成31年度（2019年度）			
	満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)		満3歳以上 保育認定 (2号)		満3歳未満 保育認定 (3号)		満3歳未満 保育認定 (3号)	
					0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
児童数	6,372		1,942	4,161	6,302		1,906	4,062
量の見込み	2,580	3,330	470	1,980	2,600	3,430	480	2,010
確保方策	2,959	3,210	431	1,797	2,919	3,692	483	2,057

## (2) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

アンケート調査等から得られた利用希望、国の基本方針における参酌標準を踏まえつつ、これまでの実績をもとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を算出しました。以下の事業については、従来の取り組みの中で供給体制が一定確保できていることから、確保方策としての供給量は見込量と同じ数値としています。

### ① 延長保育事業（時間外保育事業）

#### 【事業の目的、概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

#### 【現在の状況】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度) 見込み
延べ利用人数	1,983 人	2,399 人	2,453 人

#### 【今後の見込量と供給量】

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
見込量・供給量	2,620 人	2,680 人

#### 【確保方策】

これまでの実績を踏まえつつ、多様化するニーズに対応できるよう、見込量の確保に取り組みます。

## ② 放課後児童健全育成事業（放課後児童室事業）

### 【事業の目的、概要】

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

### 【現在の状況】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度) 見込み
延べ利用人数	2,971 人	3,049 人	3,286 人

### 【今後の見込量と供給量】

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
見込量・供給量	3,450 人	3,600 人

### 【確保方策】

これまでの実績を踏まえつつ、公立の小学校内を中心に児童室を設置し、見込量の確保に取り組めます。なお、取り組み推進にあたっては、すべての児童室において基準を満たせるよう、保育環境の改善に取り組めます。また、放課後子ども教室との連携強化を図るとともに、放課後等の子どもの過ごし方について検討し、総合的な放課後対策を実施します。

## ③ 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

## 【事業の目的、概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

## 【現在の状況】

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度) 見込み
利用人数	2,065人	1,866人	1,975人

## 【今後の見込量と供給量】

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
見込量・供給量	1,940人	1,900人

## 【確保方策】

対象者の減少が見込まれますが、4か月児健康診査までに、乳児がいるすべての家庭を訪問・把握し、見込量の確保に取り組みます。

#### ④ 養育支援訪問事業

##### 【事業の目的、概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭における適切な養育の実施を確保する事業です。

##### 【現在の状況】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度) 見込み
子育てパートナー	9 人	9 人	12 人
ママ・サポート	11 人	7 人	12 人

##### 【今後の見込量と供給量】

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
見込量・供給量	50 人	50 人

##### 【確保方策】

養育支援事業に関する情報提供を十分行い認知度を高めるなど、利用促進を図りながら、子育てに不安を抱える保護者のニーズに対応できるよう、見込量の確保に取り組みます。

## ⑤ 地域子育て支援拠点事業

## 【事業の目的、概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

## 【現在の状況】

現在、市内には、つどいの広場が15か所、地域子育て支援センターが3か所となっています。

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度) 見込み
延べ利用人数	19,037人回	19,567人回	20,000人回

## 【今後の見込量と供給量】

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
見込量・供給量	32,000人回	40,000人回

## 【確保方策】

これまでの実績を踏まえつつ、すべての中学校区におけるきめ細やかな対応を引き続き行い、さらに情報提供を十分に行うことで認知度を高め、利用促進を図ることにより、見込量の確保に取り組みます。



## ⑥ 一時預かり事業

### 【事業の目的、概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、主として昼間に、認定こども園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【現在の状況】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度) 見込み
延べ利用人数	78,847 人日	84,237 人日	85,000 人日

### 【今後の見込量と供給量】

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
見込量・供給量	87,240 人日	87,240 人日

### 【確保方策】

これまでの実績を踏まえながら、現状のサービスを維持することにより、見込量の確保に取り組めます。

### (3) 八尾市子ども・子育て支援事業計画との連携

国通知「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」では、平成32年度（2020年度）までの、障がい児の子ども・子育て支援事業の利用量を見込み、それを満たす提供体制（定量的な目標）を設定することとされています。しかしながら、現行の「八尾市子ども・子育て支援事業計画」においては、平成31年度末（2019年度末）までの、障がい児も含めた子ども全体の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みとその提供体制となっていること、また、国が求める「障がい児」として利用量を見込む対象の状態像が不明確であること等により、障がい児の利用量のみを抽出することは困難となっています。

以上から、第1期八尾市障がい児福祉計画においては、大阪府が示す「第5期市町村障がい福祉計画及び第1期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」に基づき、「八尾市子ども・子育て支援事業計画」の教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業のうち、障がい児が対象となる可能性が高い事業の利用量の見込みとその提供体制について掲載しました。

今後、第2期以降の障がい児福祉計画の策定において、国が求める障がい児の子ども・子育て支援事業の利用量が適切に見込まれるよう、第1期障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルを運用する中で、国・大阪府と所要の調整を行いながら、各年度の実績を把握することとします。